

徳島県公安委員会規則第5号

警備業法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

警備業法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「認定証の返納に係る」を「死亡等の」に改め、同条中「第12条第3項」を「第12条第1項及び第2項」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

法 第 1 2 条 関 係 届 出 書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

警備業法第12条 第1項 の規定に基づき、次のとおり届出をします。
第2項

氏 名 又 は 名 称			
認定をした公安委員会の名称	公安委員会		
認 定 の 番 号			
届出書を提出すべき こととなった事由 の発生年月日	年 月 日		
届出書を提出すべき こととなった事由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部改正）

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成25年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「認定証」を「認定」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。